

広島市監査公表第7号

平成16年4月28日

平成16年3月3日付け広監第12号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 中岡隆志

同 野曾原悦子

同 谷川正徳

同 熊本憲三

広 監 第 5 6 号
平成 1 6 年 4 月 2 8 日

請求人
(略)

広島市監査委員	中 岡 隆 志
同	野 曾 原 悦 子
同	谷 川 正 徳
同	熊 本 憲 三

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)

平成 1 6 年 3 月 3 日付け広監第 1 2 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の内容等

1 請求の内容

平成 1 5 年 3 月 1 0 日ごろ、広島市は安芸区矢野町にあった世代間交流用地の一部 3 , 2 0 0 平方メートルを 2 億 4 , 1 7 5 万円で広島市土地開発公社(以下「公社」という。)から買い取った。

その際、事務費として 1 , 7 1 0 万円を公社に支払った。

この金額は、土地代 2 億 4 , 1 7 5 万円の 7 パーセントに相当する金額である。宅地建物取引業法では取引に伴う報酬は、同法第 4 6 条第 1 項によって大臣が定め、4 0 0 万円以上を 3 パーセントとし代理に関する報酬は 2 倍以内としている。したがって公社が要求した 7 パーセントの事務費は違法行為であり、これに応じた担当職員の行為は違法かつ不当な公金支出で、広島市に損害を与えた行為である。

よって私たち住民は末尾署名により、財政局管財課長山崎剛及び財政課長村岡嗣政に対し、広島市が被った損害 9 8 5 万円の補てんをするよう請求する。

なお、平成 1 6 年 3 月 1 1 日付け補正書により、財政局は宅地建物取引業法の適用はないとしているが、これは法の不備で、不当行為であること、実態の事務費は土地購入費の 7 パーセントを超えるもので、覚書の上限に市職員等が応じたこ

とは不当であること、 地方自治法第2条第13項(現行法では第14項)は、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としており、市職員が従わないのは違法行為であること、 山田助役(財政局財政課)等が示している依命通達でも前記条文を示し、一般行政経費の削減を求めているのに、公社の事務費を削減しないのは自治法に定められた行政運営の原則である『公正』に反するものであり、違法かつ不当行為であること、が補足されている。

2 請求の受理

本請求を、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備しているものと認め、平成16年3月15日に受理した。

第2 監査の対象事項・方法

1 監査対象事項

自治法第242条第1項の規定によると、住民監査請求では、財務会計行為の違法性又は不当性を監査することとなっている。

本請求では、公社への土地取得経費の支出が財務会計行為に当たるため、これについて監査対象とした。

2 監査方法

次のとおり所定の監査手続を進め、審査を行った。

自治法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。

広島市長に意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、関係部局の陳述を聴取し、及び説明を受けた。

措置請求の内容に基づき、本件公金支出について事実関係を調査した。

第3 広島市長の意見

1 公社に支出した事務費が宅地建物取引業法に違反しないことについて

指定都市が設立した土地開発公社については、公有地の拡大の推進に関する法律第23条第2項、同法施行令第9条第3号及び宅地建物取引業法第78第1項の規定により、同法の規定が適用されないため、公社に支出した事務費については、請求人が主張している同法第46条第1項及び第2項違反の問題は生じない。

2 公社に支出した事務費が、違法又は不当な公金支出ではないことについて

(1) 公社は、広島市からの依頼に基づいて公共用地を取得し、広島市が買い戻すまでの間にこれを維持管理するという業務を行っており、このために要する人件費等の事務費については、依頼者である広島市が負担する必要がある経費である。

広島市が公社から土地を買い戻す際に支払う事務費は、広島市と公社との間で締結した覚書(昭和48年11月8日締結)第5条第3項第2号の規定に基づき、公社が土地を取得し、又は造成するために要した直接経費、具体的には同条第2項各号に掲

げる土地の売買代金、地上物件等の移転に伴い支払った補償金、工事請負代金、測量、地質調査及び設計等に要した経費、その他これらに類する経費の合計額に7パーセントを乗じて得た額を超えない範囲で広島市と公社が協議して定めた額としている。

事務費率の算定に当たっては、公社の健全な運営を確保するよう指導する立場から、当該年度における公社の運営経費の支出見込額、前年度からの繰越金及び公社による保有地の一時貸付収入、買戻し予定額などを総合的に勘案し、過大な剰余金や欠損金が生じないように配慮して決定している。

本件の事務費率の算定について具体的に示すと、次のとおりである。まず平成14年度における公社の運営収支差見込額(1億3,216万5千円)を広島市が当該年度に買戻す予定の土地の原価合計額(18億882万2千円)で除すと、その数値は7.3パーセントとなる。これを覚書で規定している事務費率の上限である7パーセントに抑えることとした場合、平成14年度末には554万7千円の繰越欠損金が見込まれるが、これは、公社が金融機関から一時的に借入れを行うことで対応できる額と判断し、最終的に事務費率を7パーセントと決定したものである。

- (2) この事務費率の決定に従い、本件土地の売買においても、7パーセントの事務費率を適用し、上記(1)で述べた覚書の規定に基づき、用地費、造成工事費及び下水道受益者負担金の合計額の7パーセントに相当する事務費を加算した売買代金で売買契約を締結し、同契約に基づき、売買代金を公社に支払ったものである。
- (3) 請求人は、本件の事務費の支出が地方自治法第2条第14項に違反すると主張する。

地方公共団体が土地を取得する場合の対価をどうするかについては、普通地方公共団体の長に広範な裁量権があることは裁判例で認められているが(平成2年12月11日水戸地裁判決等)、裁量権の逸脱又は濫用に当たる場合は、請求人が主張するように、地方自治法違反の問題が生じるということも、裁判例の認めるところである。

本件で問題とされている事務費率については、上記(1)で述べたように、公共用地取得の円滑化を図るために法律に基づき設立された公社の健全な運営を確保する観点から、過大な欠損金が生じないように配慮して決定されているものであり、事務費率の決定には合理性がある。そして、この事務費率に基づき、本件の事務費を加算した売買代金により契約し、売買代金を支出したことにも合理性を欠くような点はないのであり、裁量権の逸脱又は濫用に当たるような部分はない。

したがって、本件の事務費の支出が地方自治法に違反するとの請求人の主張は失当である。

- 3 以上のように、本市が事務費率を7パーセントと決定し、本件土地の売買契約を締結し、本件の事務費を支出したことについては、何ら違法又は不当な点はないことから、これらの行為に携わったいずれの職員についても、本件措置請求は理由がないものである。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 事務費について

- (1) 公社は昭和48年10月、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するために必要となる土地の取得等を行うことを目的に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、広島市が全額出資して設立された。そして、同年11月5日に、公社から「債務保証契約の締結並びに覚書の取りかわしについて（依頼）」により協力依頼があり、広島市長の決裁を得て、同月8日付けで、広島市の依頼に基づき公社が実施する公共用地等の取得等に係る業務の運営に係る必要な事項について覚書を取り交わした。

当該覚書においては、公社が取得し、又は造成した土地を広島市に譲渡するときの価格の算出方法が定められており、その価格は、直接経費（土地の売買代金、地上物件等の移転に伴い支払った補償金、工事請負代金、測量、地質調査及び設計等に要した経費その他これらに類する経費）と、間接経費（公社が借り入れた事業資金に対する支払利息相当額及び事務費）の合算額となっている（覚書第5条）。間接経費のうち事務費については、直接経費に3パーセントを乗じて得た額を超えない範囲内で広島市と公社が協議して定めた額と定められた（覚書第5条第3項）。

- (2) 当該覚書に定める事務費率の上限については、公社の土地売却額の減少等により公社の運営経費が不足することから、その収支不足を補てんし、公社の業務運営の安定的・効率的な推進を図るため、平成3年2月12日に3パーセントから5パーセントに、更に平成4年3月19日に、現行の7パーセントに変更されている。
- (3) 毎年度の事務費率については、覚書第5条第3項の規定に基づき、公社の運営経費の支出見込額、前年度からの繰越金及び本市の再取得事業費から算出した率を基に、覚書に定める上限率の範囲内で広島市と公社が協議した上決定され、財政局長から関係局長に通知されている。
- (4) 平成14年度の事務費率については、同年度における公社の運営収支差見込額1億3,216万5千円（収入見込みである前年度繰越金2,614万4千円、貸付収入（西広島駅前の土地を市営駐車場として市に貸し付けたもの等の収入）3,500万円、13年度以前契約分事務費2,713万1千円、事務所管理費負担金163万円、受取利息4万3千円の合計額8,994万8千円から、支出見込みである一般管理費（人件費等）2億1,351万3千円、事業外費用（支払利息及び予備費）860万円の合計額2億2,211万3千円を差し引いた額）を広島市が当該年度に買い戻す予定の土地の原価合計額18億882万2千円（内訳は、世代間交流拠点施設用地分2億4,437万3千円及び道路関係分15億6,444万9千円）で除すと、その数値は7.3パーセントとなることから、覚書で定められた事務

費率の上限である7パーセントとし、社会局長等関係局長に通知することが決定され（平成14年3月18日財政局管財課起案、同月22日財政局長平野隆決裁）同日、財政局長から関係局長に通知された。なお、事務費率を7パーセントに抑えることにより不足を来たす事務費については、金融機関からの一時借入れで賄うこととされた。

- (5) なお、平成14年度公社収支予算については、平成14年3月25日に公社の理事会において承認されているが、この予算においては、貸付収入3,068万8千円（事務費率算定伺：3,500万円）、事務所管理費負担金145万9千円（同：163万円）、受取利息3万3千円（同：4万3千円）、事業外費用802万9千円（同：860万円）となっており、事務費算定の基礎となった金額（(4)に記載）と異なっている点がある。この数値に基づき、事務費率を算出すると、7.5パーセントとなる。

2 本件土地の買取りについて

- (1) 平成9年1月、民生局青少年児童課長（当時）から財政局管財課長に対し、世代間交流拠点整備に係る用地の先行取得について依頼（土地需要計画書の提出）がなされ、同用地の取得を含む平成8年度の事業計画及び資金計画について、公社理事会及び広島市長の承認を経た後、同年3月28日、公社が三井不動産株式会社から世代間交流拠点施設（世代間交流施設、高齢者関係施設及び障害者関係施設で構成）用地（面積3万2,567.12平方メートル、取得価格24億5,834万1,245円）を購入した。

購入後、平成10年9月ごろからは地域に開放され、暫定的に、地元の利用（少年や社会人のサッカー大会や練習、地域の老人クラブのグランドゴルフ大会等）に供したほか、平成12年8月には、ねんりんピックリハーサル大会のペタンク会場として、平成13年10月には、ねんりんピック本大会のペタンク会場として使用した。

- (2) 平成14年度の当初予算の編成の中で、上記世代間交流拠点施設用地の一部に障害者授産施設を整備することが決定され、平成14年6月3日、障害者授産施設の位置が決定された。

- (3) 平成15年3月5日、広島市安芸区矢野東二丁目1番5に所在する本件土地（宅地）2,499.99平方メートル（その他世代間交流拠点施設用地全体に係る法面の土地（7,144.77平方メートル）について、有効面積（法面を除いた土地面積）の割合に応じた持分（254万2,235分の24万9,999）がある。）を、障害者授産施設用地として2億9,344万1,228円で取得する契約及び当該契約に係る経費の支出の決裁（決裁者は社会局次長皆本也寸志）がなされ、同月12日に、契約の締結及び土地の引渡しが行われて所有権が広島市に移転した。

なお、購入価額の内訳は、用地費が2億4,174万9,033円、用地整備費等が262万148円（内訳は、整地工事費（ねんりんピックのペタンク会場として使用するため整地工事）が238万8,770円、測量費（整地工事のための測量）が

10万1,192円、下水道受益者負担金（平成12年度に世代間交流拠点施設用地が下水道の賦課対象区域となったことにより、土地所有者に賦課される負担金）が13万186円、利息が3,196万6,205円、事務費が1,710万5,842円（直接経費（用地費及び用地整備費等）の合算額の7パーセントに相当する額）である。

(4) 平成15年3月14日、土地取得経費2億9,344万1,228円の支出命令の決裁（決裁者は社会局障害福祉課長田原範朗）がされ、同月20日、公社に支払われた。

3 助役の依命通達及び平成14年度予算要求について

平成13年10月11日付けで、森元助役により、「平成14年度（2002年度）の予算編成について」の依命通達が出されている。当該通達においては、予算要求に当たっては、各局を単位として、特定の経費を除き、普通建設事業（本件土地の買戻しは普通建設事業に当たる。）については前年度予算の15パーセント以下で、普通建設事業を除く一般行政経費については前年度予算の10パーセント以下で、予算要求するよう基準が設定されている。

社会局全体としての普通建設事業に係る上記依命通達対象経費（一般財源ベース）の平成13年度予算額は14億3,824万2千円で、社会局全体としての普通建設事業に係る上記依命通達対象経費（一般財源ベース）の平成14年度予算額22億6,237万8千円であるから、前年度予算に比べ約57パーセントアップで要求している（請求人は、広島市職員措置請求書の補正書において、山田助役の依命通達に基づく主張を行っているが、本件土地の買戻しが平成14年度であることを考えると、正しくは、前記の森元助役の依命通達であると思われる。）

第5 判断

調査した事実関係をもとに、双方の主張内容について審査し、本請求について次のとおり判断する。

1 対象職員について

住民監査請求の措置の対象となる職員については、具体的に明示されて住民監査請求が行われた場合でも、監査委員は、明示された内容に拘束されずに必要な措置を講ずることができる（平成10年7月3日最高裁第二小法廷判決裁判集民事登載）から、まず、本件において対象となり得る職員について検討する。

住民監査請求の措置の対象となる職員については、住民監査請求が住民訴訟の前置手続とされていることから、住民訴訟の「当該職員」と同じく、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして権限を有するに至った者を意味し（昭和62年4月10日最高裁第二小法廷判決民集登載）、専決権者も措置の対象職員に含まれる（平成3年12月20日最高

裁第二小法廷判決民集登載)と考えられる。

また、住民監査請求の対象行為である公金の支出は、支出負担行為、支出命令、支出という各段階の行為から成るものと解される(前掲昭和62年4月10日最高裁判決補足意見)。

したがって、本件公金支出において、広島市において専決権限を定めている広島市職務権限規程(昭和42年広島市訓令第13号)に基づき、専決権者として対象となり得る職員を判断すると、支出負担行為である契約の締結(公社からの再取得の決定)の決裁を行った社会局次長皆本也寸志及び支出命令の決裁を行った社会局障害福祉課長田原範朗である。

また、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有する者としては、地方自治法第149条第2号により予算の執行権限を有する広島市長秋葉忠利及び同法第232条の4第2項により支出の審査権限を有し、支出の決裁を行った収入役伊藤利彦が該当する。

以上のことから、請求人らが主張する広島市職員措置請求書記載の財政局管財課長山崎剛及び財政局財政課長村岡嗣政は、これらの専決権者ではないから、対象職員に含まれない。

本件において住民監査請求の措置の対象となり得る職員のうち、支出負担行為である契約の決裁を行った社会局次長皆本也寸志は、第4の1の(3)及び(4)のとおり、財政局長から社会局長に対する「広島市土地開発公社が保有する土地の再取得に係る事務費について」の通知に基づき決裁を行ったものであり、一方、財政局長は、公社との協議事項の決定について、広島市職務権限規程に基づき、広島市長により専決権限を与えられているのであるから、社会局次長皆本也寸志は、直接経費の7パーセントに当たる事務費を加えて本件土地の用地購入契約をするよう広島市長により拘束されている。

次に、支出命令の決裁を行った社会局障害福祉課長田原範朗は、このような事情の下で締結された契約に基づき支出命令の決裁を行ったもので、他の方法による職務の執行を期待することはできない。

したがって、たとえ7パーセントの事務費が違法・不当な公金支出であったとしても、両者は、財務会計法規上の義務に違反している点は特に認められないので、責任は負わない(平成4年12月15日最高裁第三小法廷判決民集登載、平成元年3月17日松山地裁判決)。

また、広島市長秋葉忠利及び収入役伊藤利彦に係る本件公金支出の違法・不当の存否については、後記2以降において別に検討する事務費の支出が、違法・不当なものであったかにより判断する。

2 宅地建物取引業法の適用について

請求人は、当初宅地建物取引業法第46条が適用される結果、広島市は違法な報酬を公社に対して支出したと主張する。しかしながら、そもそも同法は、宅地建物取引業者

を対象として免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、宅地建物取引業者の業務の適正な運営や宅地等の取引の公正の確保等により、宅地等の購入者等が被るおそれのある損害を防止することを目的としていることから、同法第78条第1項及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号の規定により、国、地方公共団体はもとより、公社についても、適用されない。

また、同法第46条第1項の報酬の規定は、宅地建物取引業者が土地の売買の代理又は媒介を行ったときに適用があるものであり、本件土地取引のように、広島市と公社が直取引を行った場合を対象とする規定ではない。さらに、本件事務費は、第4の1の(3)及び(4)並びに後記4のとおり、その算定方法から公社の運営収支差補てんを目的とするものであり、人件費のほか、土地の管理に係る経費等が含まれていることから、媒介や代理による役務の提供の対価たる報酬としての性格は有しない。

3 地方自治法第2条第14項について

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体に対し、その事務処理に当たり準拠すべき指針として、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に務めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。

この規定は、地方自治運営の基本原則を示したものであり、本件のような地方公共団体の購入する財産について具体的規制を及ぼすものではない。したがって、土地取引で言えば、その価格は社会的、経済的な要因に由来する複雑多岐な要素に基づき、かつ、当該取引における当事者の個別的、主観的な事情により決定されるものであり、その対価がどうであるべきかについては、地方公共団体の長に広範な裁量権があり、例えば合理的な理由もなく、適正価格より著しく高額で土地を取得した場合など裁量の範囲を超えて土地を購入した場合のみ違法性がある（平成2年12月11日水戸地裁判決等）と考えるべきである。そこで、本件土地譲渡価格において事務費を含めたこと、とりわけ本件事務費率が合理的なものであったか否かを後記4において検討する。

4 事務費の目的及び事務費率の妥当性について

(1) 覚書について

第4の1の(1)及び後記(2)並びに公有地の拡大の推進に関する法律第1条のとおり、公社は、広島市に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的として設立されたことや広島市の全額出資により設立されたことを背景として、本件覚書は、広島市と公社の間で、広島市の依頼に基づき公社が土地を先行取得する際の事務手続や広島市への土地譲渡価格等に関して、双方合意した基本的事項を定めるものであり、その中で本件事務費は、土地の譲渡価格の構成要素の一つである間接経費としてその上限の割合が定められ、その具体的割合は、毎年度、市とその上限率の範囲内で公社と協議して定める旨、市と公社とで合意されたものである。

この覚書の締結に当たり、広島市側では広島市長の決裁を、公社側では理事長の決

裁を経ており、広島市及び公社の正規の意思決定を得たものであり、以後、広島市と公社との間で正当な契約として存在しているものである。

(2) 事務費の目的及び事務費率の妥当性について

第4で見たとおり、その算出方法から考えると、本件事務費は、公社の運営収支差補てんを目的とするものである。

公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条の規定に基づき、広島市の全額出資により設立された法人であり、同法の規定に基づき広島市及び国から依頼される公共用地、公用地等の先行取得、造成その他の管理の業務を行っている。

そのため、国から依頼される事業に係る用地の取得費や人件費等の経費は、国から支払を受けるが、広島市から依頼される事業に係る用地の取得費や人件費等の必要な経費は、依頼者である広島市が当然負担する必要がある経費であり、仮に、広島市が直接土地を取得する場合においても必要となる経費である。

一方、同法において、土地開発公社は住宅用地造成事業や港湾整備事業、あるいは土地取得のあっせん事業など、いわゆる「自主事業」を実施することも認められているが、広島市の公社はこれらの事業を行っていない。

したがって、主要な収入源として、国・広島市からの先行取得土地の売払収入しか持たない広島市の公社において、その収支不足を補てんするため、設立者である広島市が何らかの形で支援を行うことには、合理的理由があると考えられる。

広島市が支援を行うことの合理性は、同法第18条第2項において、公社は毎事業年度開始前に、予算、事業計画及び資金計画を作成し、設立者である地方公共団体の長の承認を受けなければならないとされていること、第19条において、設立者である地方公共団体の長に土地開発公社に対する監督権限が認められていること、第25条において、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」により通常禁止されている地方公共団体による債務保証が、土地開発公社が負担する債務には認められていること、第26条第1項において、地方公共団体の長等の土地開発公社に対する便宜供与が認められていることなど、地方公共団体の長や地方公共団体には、公社に対し積極的な関与を行うことが期待されていることから明らかである。

さらに、平成14年度の事務費率についても、第4の1において認定した事実のとおり、公社理事会で承認された平成14年度予算等の金額と多少異なる点はあるものの、覚書に基づき、広島市と公社とが協議の上、公社の運営収支差見込額を基にして、公社の運営に必要な範囲内で決定されたものであり、収支不足を完全に補てんするためには7.3パーセントの事務費率であるところ、7パーセントに抑制されているなど、過大に積算された点もないことから、長の裁量権を超えて公金を支出した違法・不当は無く、広島市に損害は発生していないと認められる。

なお、他の政令指定都市においても、公社への運営費補助や人件費等の補助等の形で公社に対し経費が支出されている事例がある。

5 助役依命通達について

本件依命通達は、局長等に対し、平成14年度の予算編成に当たり、各局単位での予算要求基準や予算要求に当たっての留意点等を取りまとめて「予算編成要領」に基づき要求するよう通知されたものであり、個々の予算すべてについて前年度比15パーセントカットを要求するものではない。

そもそも依命通達とは、内部規範として、上級行政庁の補助機関が長の命を受けて職務運営上の基本的な事項を当該補助機関の名で通達を発するものであり、行政組織内部で効力を有するものである。

したがって、仮に通達に示された数値を達成できなかったとしても、対外的に直ちに違法となるものではなく、公金の支出が違法・不当な場合に初めて職員が責任を負うものである。本件公金支出に違法・不当な点はないことについては、前記4のとおりである。

第6 結論

- 1 請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求を棄却する。
- 2 次に掲げる事項について、広島市長に対し要請する。
 - (1) 現行の事務費率の算出方法によると、各年度の事務費率が、公社が先行取得した土地を広島市が当該年度に買い戻す額によって左右されるため、年度ごとに大きく変動する可能性があり、また仮に土地の買い戻しがない場合、事務費の支出はできず、公社の円滑な運営に支障を来たすおそれがある。

また、事務費は、当該年度の公社の運営収支差補てんを目的とし、当該年度の運営収支差見込額を基に算定されるものであることから、結果的に、当該土地取引に直接関係のない経費（例えば東広島駅跡地地区開発整備事業用地及び西広島駅周辺地区整備事業用地の除草の委託費等）も一部含まれることとなり、これが特定の行政目的（本件で言えば、障害者授産施設用地）のため広島市が再取得する土地の買取り価格に上乘せされる一方で、先行取得年度と買い戻し年度が異なる場合、当該用地の先行取得に要した直接の人件費は、買い戻し時の事務費を始めとする購入価額にも含まれないこととなる。

このことは、そもそも土地開発公社経理基準要綱第45条において、土地取得原価とは、用地費、補償費、工事費等、取得に要した借入金の利子、取得に従事する職員の人件費等とされていることと考え合わせると、適当とは考えられない。

以上のことから、公社の運営収支補てんを目的とする事務費について、土地の購入価格に含めている現行の支出の方法について、公社とも十分に協議し、今後、再検討されたい。
 - (2) 事務費率の算出は、平成14年度収支見込みに基づき、平成14年3月18日に、財政局管財課において起案され、同月22日に財政局長において決裁されているが、

この収支見込みのうち貸付収入等については、同月25日に公社の理事会で承認された平成14年度予算の数値と一部異なっている(第4の1の(5)参照)。結果的には、事務費率は7パーセントに抑制されたことから、事務費を必要以上に上乗せして、広島市の土地買取価格を取り決めたものとなっていないが、事務費率の算出に当たっては、公社の予算の数値との整合性を図るよう、今後、公社と協議されたい。

- (3) 合わせて、平成15年度の包括外部監査人から出されている本件事務費とも関連する「広島市管轄事業土地原価への人件費、その他間接経費の配賦について」の意見についても、早急に、対応を検討されたい。